



平成 28 年 5 月 19 日

各 位

会社名 西松建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 近藤 晴貞
(コード 1820 東証第一部)
問合せ先 総務部 TEL 03 - 3502 - 0232

定款の一部変更および剰余金の配当に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更および平成 28 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 79 期定時株主総会に上程する予定であります。

記

1. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

平成 27 年 11 月 30 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で開示しましたとおり、当社は監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行います。

また、会社法第 427 条の規定により、責任限定契約を締結することができる役員等の対象範囲が変更されたことに伴い、期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とする変更を行います。

その他、表現の一部修正及び上記変更に伴う条数の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本定款変更は、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 79 期定時株主総会終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

(下線は、変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 <u>当社に取締役10名以内を置く。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>取締役の選任決議については累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 <u>当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>は、8名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>当社を代表する取締役は取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役相談役を定めることができる。</u></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第27条 (条文省略)</p>	<p><u>のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、取締役社長1名を定める。また、取締役会長1名を定めることができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
<p>第28条 （条文省略）</p>	<p>第28条 （現行どおり）</p>
<p>（報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>（報酬等）</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p>
<p>（社外取締役の責任免除）</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、<u>法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> （員数）</p> <p><u>第31条 当社に監査役4名以内を置く。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p><u>第32条 監査役は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任) 第<u>39</u>条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第<u>40</u>条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第<u>41</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度) 第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当) 第<u>43</u>条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任) 第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第<u>35</u>条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第<u>36</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度) 第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当) 第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) 第<u>39</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第 1 条 <u>平成 28 年 6 月開催の第 79 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条（社外監査役の責任免除）の定めるところによる。</u></p>

2. 剰余金の配当について

(1) 配当の内容

	決定額	直近の配当予想 (平成28年5月11日)	前期実績 (平成27年3月期)
基準日	平成28年3月31日	平成28年3月31日	平成27年3月31日
1株当たり配当金	16円00銭	16円00銭	10円00銭
配当金総額	4,430百万円	—	2,769百万円
効力発生日	平成28年6月30日	—	平成27年6月29日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

(2) 理由

平成28年5月11日付で開示しました「配当予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当社の配当の基本方針に基づき、1株当たり16円といたします。

(ご参考) 年間配当金の内訳

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
平成28年3月期		16円00銭	16円00銭
前期実績 (平成27年3月期)		10円00銭	10円00銭

以上